

平成22年12月
勝浦市議会定例会会議録（第3号）

平成22年12月10日

○出席議員 18人

1番 岩瀬 洋 男 君	2番 中 村 一 夫 君	3番 刈 込 欣 一 君
4番 土 屋 元 君	5番 忍 足 邦 昭 君	6番 根 本 讓 君
7番 高 橋 秀 男 君	8番 板 橋 甫 君	9番 丸 昭 君
10番 八 代 一 雄 君	11番 岩 瀬 義 信 君	12番 寺 尾 重 雄 君
13番 渡 辺 玄 正 君	14番 児 安 利 之 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 岩 瀬 章 君
企 画 課 長 関 利 幸 君	財 政 課 長 藤 江 信 義 君
税 務 課 長 花ヶ崎 善 一 君	市 民 課 長 佐 瀬 義 雄 君
介 護 健 康 課 長 西 川 一 男 君	環 境 防 災 課 長 玉 田 忠 一 君
	兼清掃センター所長
都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君	農 林 水 産 課 長 関 重 夫 君
観 光 商 工 課 長 近 藤 勝 美 君	福 祉 課 長 関 修 君
水 道 課 長 藤 平 光 雄 君	会 計 課 長 渡 辺 秀 行 君
教 育 課 長 中 村 雅 明 君	社 会 教 育 課 長 黒 川 義 治 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 守 沢 孝 彦 君	議 事 係 長 大 鐘 裕 之 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第3号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第62号 勝浦市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議案第63号 勝浦市スポーツ施設設置管理条例の制定について

議案第64号 勝浦市柔剣道場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第65号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第66号 市道路線の認定について
議案第67号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算
議案第68号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
議案第69号 平成22年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算
議案第70号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
議案第71号 平成22年度勝浦市水道事業会計補正予算

第2 諮問上程・質疑・採決

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第3 請願の委員会付託

- 請願第1号 TPP、FTA、EPAなど、輸入自由化推進路線の見直しについて意見書提出を求める請願
請願第2号 米価暴落に歯止めをかけ、備蓄米40万トンの買い入れなど緊急対策の即時実施について意見書提出を求める請願

第4 休会の件

開 議

平成22年12月10日（金） 午前10時00分開議

○議長（板橋 甫君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（板橋 甫君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第62号 勝浦市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について、議案第63号 勝浦市スポーツ施設設置管理条例の制定について、議案第64号 勝浦市柔剣道場設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について、議案第65号 勝浦市行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。根本 譲議員。

○6番（根本 譲君） 議案第62号で若干お聞きしたいと思います。この老人保健特別会計に関しては、今年度で終わって、来年度から後期高齢者のほうに完全移行というふうに理解はしており

ますが、一般質問でも行いましたけども、時間がなかったもので答弁はあえてもらわなかったのですが、今後、現政府が今の医療制度をどういうふうと考えて、平成25年にはまた新しい医療制度ができるということは知っているのですが、今の進捗状況といいますか、どういう方向性に進んでいるのか、もしわかっているのであれば、教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。佐瀬市民課長。

○市民課長（佐瀬義雄君） お答えいたします。条例改正に伴います老人医療の関係のご質問ですが、昨日の新聞にも報道されましたとおり、国のほうで高齢者医療につきまして制度改革のための改革会議というものが、これまで十数回、開催されております。これにつきましては、年内に最終まとめをするということで、昨日の新聞によりますと、厚労省のほうで最終報告案というものが出されました。この案によりますと、運営主体は都道府県ということで、今後、これにつきまして、千葉県におきましても各市町村の意見を聴取しながら広域化支援方針の中でこれらを決めていくということで、細部については確定はしておりません。全国の知事会におきましても、例えば、国の財政責任が不明確とかというもろもろの問題がありまして、いろいろな提議がなされておりますことから、これからも引き続いて医療制度改革が論議されていくのではないかと思います。したがって、医療費の料率とか、財政運営がどこでどうなるのか、まだ確定ではございませんので、引き続いて報道等、あるいは改革会議の進捗を注視していくつもりでございます。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） 根本 議員の質疑を終わります。

水野正美議員。

○15番（水野正美君） 議案第63号について若干お聞きしたいと思います。この管理条例の設置ですが、今、勝浦市には野球場とテニスコートの2つになっているんですね。市営のスポーツ施設が2カ所というのは、いかにも少ないなという感じがいたします。別に小学校の体育館、あるいは中学校の体育館等を夜間開放したり、あるいは武道大学だとか、あるいは武道館等を使用する、活用するというようなことでそれを補っていると思うんですが、将来的にこういうスポーツ施設を充実させるという意味で、どのように考えているのか、行政側の見解をお聞きしたい。一つは、今、話題になっている旧荒川小学校の長谷川グラウンド、あそこの活用が言われているんですけども、これについての考え方についてもあわせてお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。黒川社会教育課長。

○社会教育課長（黒川義治君） お答え申し上げます。確かに、現在、スポーツ施設として実質的に管理しているところは野球場とテニスコートということで、そのほかの施設は専ら学校の施設、また大学の施設、民間の施設等々を利用しているような状況であります。設備が非常に乏しいということをご指摘のとおりでございます。今般、第二庭球場をリニューアルして荒川小跡地に建設しました。この跡地につきましては、ほかに附属グラウンドとして、通称、長谷川グラウンドというまとまった用地があるわけでございます。現在は、少年サッカー等が活発に行われ、利用されているという状況でございますので、これらのニーズにこたえるべく、今後は用地の

確認等を行った上で整備を進めるようなことで検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 大変前向きな答弁をいただいたのですが、その展望ですね。将来的にこうしたいよというのはわかるんですけど、具体的な検討を庁内ではどのようにやっているのか、さらに、千葉県下で野球場とテニスコートしかない自治体というのは非常に少ないと思うのですが、他市町村と比べて勝浦市はどのような位置にいるのか。その中で、他市町村と肩を並べるようなそういうスポーツ施設を充実させていくということは、青少年の健全な育成という立場から焦眉の課題だろうと考えるので、重ねて、近い将来、これをやっていくということを実際に実施の方向で検討に入っているのかどうか、この辺も含めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。松本教育長。

○教育長（松本昭男君） お答えいたします。長谷川グラウンドにつきましては、教育委員会としては来年度の予算で実現できるように要望していきたいと思っておりますし、できるだけ早いうちに整備ができたらいいなと思っております。

そのほか、これは大きなところになりますけれども、市によっては市の体育館を持っていたりとか、あるいはプールを持っていたりというところがあるわけでありまして、それを本市がすぐにやるというわけにはいきませんが、総合運動場の計画もあるわけでありまして、現在は凍結になっておりますけれども、そういうことも今後の総合計画の中で、可能であれば、実現できるように協議をしていきたい。これはあくまでも要望でありまして、財政的な問題もありますから、それがかなうかどうかわかりませんが、そういうような要望は持っております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） 水野正美議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 学校の柔剣道場の関係で一つお聞きしたいんですが、これは歴史的経過というほど大げさなものではないけれども、もともとは中学校に柔道場、剣道場が欲しいという発想の中で、しかし学校教育費の中で建てるのは、その当時は財政的に困難だという関係の中で、あえて社会教育施設として、補助金の関係なども含めて、ざっくりばらんに言えば、そういう形で建てた。実際には中学校の柔剣道場として運用されているんだけど、所管は社会教育課だという形だけものだのとらえていたという経緯なんですけど、それが今度、学校教育施設としてこれを変えていくという形になろうかと思うんですけど、そこで、今までとほとんど変わらない形で運営がされて、つまり事実上、中学校の体育における柔道や剣道、あるいは部活の練習場となっていくんだろうと思うんですが、しかし、その一方で、中学校の柔道場、剣道場の使用条例が出てきております。これは議案第65号ですが、そうなってくると、使用する場合、申し込みは、今度は教育委員会内の社会教育課から教育課のほうに移るんだろうと思うんですが、その辺、念のためにお聞きしておきたいことと、たとえ何がしでも使用する場合にお金をちょうだいするわけですから、安全で、使用に耐え得る一定の水準の施設が必要なんですね。

そういう点で言うと、勝浦中も北中も体育館の耐震の問題、この辺を早急に対処していく必要があるだろうと思うんだが、その点についてお尋ねをしておきたい。

もう一つは、長谷川グラウンドの話で、今、前段者から出ていたんですけど、教育長は随分考えながら慎重に答弁されていたが、数日前の社会教育委員会議の中では、長谷川グラウンドをどうするんだというやりとりの中で、当面は、今言ったように新年度予算で要求していくんだろうと思うんだが、既に勝浦市内に少年サッカーのクラブチームがあるので、そういうところからの強い要望もあるし、サッカー場として整備していきたいというような計画が示されているわけです。私、今聞いていて、何でそこまでちゃんと言わないのかなと思っていたんですけど、どういう点で整備していくのかを検討すると言っていたけど、そうすると、社会教育委員会議での答弁がおかしくなってくるので、その辺、どうなのか、お尋ねしたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。最初に、黒川社会教育課長。

○社会教育課長（黒川義治君） それでは、長谷川グラウンドにつきましてお答え申し上げます。長谷川グラウンドにつきましては、現在、少年サッカー程度の規模の敷地面積しかないというように認識しておりまして、学校用地でまだ隣地境界等が未了のものがございますので、今後、隣地との境界を確定した上で、なおかつ施設整備に当たりまして不足面積等も生じることも考えられますので、当面は少年サッカーというようにお話をさせていただきましたが、でき得れば、正規の成人のサッカーができるようなものをつくったほうがよいのではないかという事務局の考えもありまして、先ほど慎重な答弁という指摘をされましたが、そのように答弁させていただきました。そういうことで、とりあえず用地の確定を急ぎたいと考えております。その後で正規の計画をもって整備を進めていければと考えております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 次に、中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） 中学校の柔剣道場の今後の管理等についてでございますが、勝浦市立の小中学校及び幼稚園施設管理規定がございます。今後、施設を借りる方たちは、その団体の代表者が使用する日の3カ月前から7日前までに、学校長を経由しまして教育委員会のほうへ申請書を出すことになります。

続きまして、学校の耐震化につきましては、本年度、勝浦中学校の校舎、豊浜小学校の耐震補強工事及び大規模改修工事を実施しております。勝浦中学校につきましては、本年9月22日に竣工したところでございます。豊浜小学校につきましても、12月下旬に竣工する予定でございます。

今後につきましては、平成17年度、18年度に実施しました優先度調査に基づきまして、優先順位の高い学校から順次、耐震2次診断を実施することも含めて、今後、策定予定の次期総合計画の中で引き続き検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 社教課長、そう言うけれども、社会教育委員会議の中では平成23年度の事業計画を示して、委員会議の中でこれでいきますよ、どうでしょうかという諮り方をしているわけです。そういう中で話を詰めていったら、長谷川グラウンドについては、当面、サッカー場として整備をしたいと、こう言っているじゃないですか。何を対象だといったら、少年サッカーだよと、こう言っているわけだから、その答弁をそのまま受けとめれば、とりあえずは少年サッカー場として整備するんだと。芝張り、どうなんだといったら、人工芝云々という話も出て

いたけれども、それは別としても、いずれにしても、少年たちを対象としたサッカー場といたしますか、サッカーの練習場といたしますか、そういうものをしていくんですよという答弁だった。その上に立って、その後に正規のサッカー場を建設していくなんて、そういう話は少なくとも社会教育委員会議の中では全然出てないんですから。出てないからふらちだとは言いません。それは後の将来的な展望だと思うんでいいんだけど、とりあえずの話では、そう話が出ていたんだから、そのところはどうかということですね。

教育課長のほうにお尋ねしたいのは、学校施設云々を言ったんじゃなくて、この際、学校施設も貸し出しするんだが、とりあえず、こういうふうな条例改正の中で、この手数料条例も新旧対照表が出てきているので、体育館とか、あるいは柔剣道場についても、貸し出すからには、安全を提供する義務があるだろうと。そういう点で、今すぐの話じゃなくても、その辺をどう考えているのかということがお聞きしたかったので、その点、答弁いただければ、もう一度お願いしたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。最初に、黒川社会教育課長。

○社会教育課長（黒川義治君） 長谷川グラウンドにつきましては、テニスコートでも用地の関係で大変苦労した件がございますので、少年サッカーのニーズにこたえるべく、まずは用地確定をした上で肅々と進めてまいりたいと考えております。

○議長（板橋 甫君） 次に、中村教育課長。

○教育課長（中村雅明君） 今後、学校の施設として管理するわけですので、使用者が安全に使えるように、施設等の件につきましても、今後、引き続き検討してまいりたいと思います。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） しつこいようですけど、あなた方が出してきた事業計画の中に長谷川グラウンドの整備という1項目が入っていたわけですよ。そういう中で、どういうふうに整備するんですかといったら、サッカー場として整備したいというんだから、用地の確定云々なんてのは、それは専ら行政側の内部的な話であって、問題はそういうものも含めて、当面は長谷川グラウンドは少年を対象としたサッカー場として整備したいんだと。それが具体的な中身で、そういう中身を踏まえて、教育長ができれば新年度予算でぜひ獲得したいと、予算要望したいと、こういう答弁につながっているというふうに理解しているんだが、教育長から答弁いただきたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。松本教育長。

○教育長（松本昭男君） 社会教育委員会議での説明とずれていることは、大変申しわけなく思いますけれども、その会議で説明したように、少年用のサッカーの施設として当面は整備をしたいと思っております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 児安利之議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第62号は総務常任委員会へ、議案第63号ないし議案第65号、以上3件は教育民生常任委員会へそれぞれ付託いたします。

○議長（板橋 甫君） 次に、議案第66号 市道路線の認定についてを議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○12番（寺尾重雄君） 説明を受けて、これは平成22年度に寄附をいただいたんだが、いつ、どのようにここが分譲されたか。小学校のわきの道路を上がっていった奥、当時、三日月の専務が住んでいたところだと、この図面では判断するんですけど、だれが、どのように開発して、この道路をつくったか。そのときに私有道路として、皆さんの持ち分の中で、この道路がどうなっているか。これを寄附を受けるからには、勝浦市での維持管理等の問題、ここの道路はどのような形態でつくられ、車回しがあって、どうなのか。当然、規定があるわけですね。幅員は3.3メートルから4.8メートルという路線の説明書きの中で、それを勝浦市の方針として、いすみ市あたりでは袋小路状態で回転道路があれば、開発の位置条件の中でそれを道路認定すると。勝浦市は、当時、私の聞いている範囲では、道路認定しないという方針で伺っていた面もあらうかと思うわけです。これは今後のいろんな業者との関係もある中で、一つの方向性をどのように示しているのか、お聞きしたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。何点かございましたが、今回提案をさせていただきました市道路線の認定場所につきましては、昭和40年代に開発が行われ、当該市道と認定しようとする土地については、昭和45年10月に分筆登記がされております。当初から道路としての機能を備えておりまして、隣接宅地所有者共有地の私道として管理されておりました。その当時から家が建っておりまして、その当時は私道としての管理でよかったと思いますが、住宅もかなり老朽化してきた中で、それぞれの住宅所有者が今度、改築をしたいというようなことも何年か前から出てきておりましたが、そういう改築をするに当たって建築基準がこの私道ではとれないというのが、地元というか、そういう人たちでは問題になっておりまして、ここを何とか建築基準がとれる方法はないかということで、いろいろ検討をしていたようでございます。

そういう中において、今後、建築基準がとれるようにするためには、今回、市道認定を出しましたが、これは夷隅地域整備センターの宅地担当課とも相談をさせていただきましたが、まず市道として認定することが、それをクリアするための方法だということもございまして、この道路に面したところは勝浦幼稚園に通じる道が市道となっておりますが、そこから入り込んだところなので、これとあわせて、今回、市道認定した上で地域に生活する方たちの利便性も高めたいということで、提案をさせていただいたところでございます。

ただいま議員のご指摘があった今後の維持管理の問題につきましては、当初から生活道路ということで両方に道路側溝、排水路が設置されておりますし、舗装の状態はそれほど悪くはないので、すぐにここを市道認定したからといって舗装改修をする必要のない道路ですので、これについては問題がないと。今後の維持管理についても、市道認定された上は、もちろん市がやるわけですので、それについて、今のところは問題ないという判断をしております。

また、道路の条件、今、いすみ市の例を挙げましたが、基本的に道路については道路法と建築基準法、これがかかります。今言われたとおり、道路の定義、道路法に基づいては、幅員は基本的には4メートル。袋小路の場合は既存の市道から入り込む場合は35メートルごとに回転広場を持つと。車が回転できる広場がなければだめだということが道路法の道路の定義に当たります。ただ、今、提案しているところは4メートルない部分もありますので、道路法の定義で即道路というわけにはまいりません。

そこで、市道認定するに当たりましては、昭和61年2月1日に施行しました勝浦市道路認定基準というのがございます。先ほど袋小路の道路は認定しないよということが以前にあったというお話でございますが、基本的には昭和61年に施行した勝浦市道路認定基準によって、現在、市道認定しております。

長くなって済みませんが、読ませてもらいます。この基準は市道路の認定について必要な事項を定めるという中で、まず、一般の通行の用に供され、安全かつ円滑な交通ができるもので、次の各号の一つに該当するものであるということで、基本的には国道、県道等に通ずる、要は袋小路ではない道が基本になっておりますが、道路幅員については4メートル以上であることとつたっています。ただし、現状においていろんな理由がある場合は、それ以下でもよいと、この基準の中では1.5メートル以上とつたわっております。

また、いろいろ規定はございますが、最終的に寄附採納申請により道路として寄附を受けたものは認定の対象だということがこの基準の中にございまして、今回はこれに該当するという事で、提案をさせていただいております。

ここは昭和40年代に東郊土地建物株式会社が開発を行っています。以上です。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○12番（寺尾重雄君） 確かに当時の開発の中で、黒潮台を含めて、そのような整備のいろんな問題点があるわけですよ。いまだに黒潮台の中は市道認定されてない。そこに住んじゃって、これだめだよというわけにもいかない。その対応はよかったんじゃないか。ただ、当時の基準を守らない中の開発だったんじゃないのかと。後から困るから、そのように寄附を前提に建てたいと。建築基準法の中には、第43条第3項とか、その辺の道路認定、今、課長が説明されたように、そういう基準での枠というか緩和策もあるんでしょうけど、早急に寄附を受けたから、維持管理のほうもまだ大丈夫だよというのであれば、市民が生活できるようにしてやる対策があったということで理解しましたので、これで質問を終わります。

○議長（板橋 甫君） 寺尾重雄議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。根本 譲議員。

○6番（根本 譲君） 前段者が大体話していただいたので、ある程度はわかったのですが、私も現地を見まして、住民の方に話を伺ったと言いましても、住民というのは私の後ろにいらっしゃる水野議員なのですが、たまたま行ったら水野議員がいらっしゃいまして、話を聞いて、大体わかったのですが、この問題が出てから、今月のこの議案に上がるまで、大体何年ぐらいかかったのか、それをお聞きしたいと思います。

また、それと同時に、こういったところというのは、ここばかりじゃなくて、随分あるだろうと。それは市として掌握しているのかどうなのか。もし掌握しているのであれば、何件ぐらいいあるのか、それをお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。ここの土地、先ほどもご説明申し上げましたが、地域住民が非常に不便を来しているということから端を発しておりますが、私の聞き及んでいるところでは、2年ほど前から建築をすることを考えていたということです。そのほかに、昨年度についても、新たに住宅を改築したいのでということで、この問題が発覚しておりますが、これを整理するに当たっては、地元の共有者の方々がそれぞれ皆さんで協議をした上で、約1年かかって整理をされて、今回、市のほうに寄附をしたということになりました。

こういう道がほかにもあるかということでございます。確かに、先ほど前段者の寺尾議員のほうから言われましたけど、ニュー黒潮台について、以前もこの議会で質問を受けております。ニュー黒潮台の第1次のところについては古い造成地でございます、そこについてはほとんどが同じような共有地としての道路を持っております。そこはニュー黒潮台の中では認定をしていない。あの全体の中の約3分の1程度の道路が、いまだに私道の所有権のある道路でございます。ただ、その中を車が走るし、人も歩くし、生活道路として使われております。

当時の開発の中では、この道路法に合うような4メートルは確保しております。この図面が市のほうにありませんで、県の整備センターにございます。そこに行って確認をしましたが、最低4メートルは確保されておりますので、道路法上という道路としては、私道であっても、家を建てるには支障がない道路でございますので、現在そこにきておりますが、この道路の維持管理になりますと、その所有者がやるということは非常に難しいだろうと考えています。簡単な維持管理については、現在も都市建設課のほうでやっておりますが、路面もかなり痛んできておりますので、これについては、今後、早急にここの問題をどうクリアしていくのか、地元の人たちも踏まえて、検討しなければいけない。これは前向きに検討しなければいけないと思っております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。根本 譲議員。

○6番（根本 譲君） 今、黒潮台の話が出ましたけども、話だけ聞くと、黒潮台のことに関しては認識はしているけども、ほかのところに関しては認識はしてないということで理解してよろしいのかどうか。

それと、疑問に思うのは、市に寄附をして、それで認定を受けて、1.5メートル以上の幅があれば市の条例でやれるという話ですが、建物を建てるのとは別にして、勝浦市の中にも、その一画に勝手に道をつくって、私道として、生活道路としてやっているような道もございます。そういった道に関して、例えば、私道ですから、その何軒かが直せばいいんですが、かなりの大金がかかるから市のほうにやってもらえないかという相談を受けると、その土地を市のほうに一たん寄附をする。そうすれば、こういうふうに市のほうで検討してもらえるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） 今、ご指摘のように、道路認定基準の中には、寄附採納申請により道路として寄附を受けたものについては、認定基準に合致しますよということは申しましたが、ただいまのご質問の中の、自分がつくった道を市に寄附するから、すぐに市道として認めるかということにつきましては、そのようなことにはならないと思います。といいますのは、現在、市道として認定している道路につきましては、その中に分筆登記されていないところは相当数

ございます。しかしながら、普通の市民生活の中で必要な部分についてと、以前から道路として使われている里道の幅員を広げたもの等について、市道として認定してある部分なんです、認定されているものは市が管理しますが、これから市に管理してもらうために寄附しますよということであっても、それが市の全体の利益になるものであれば、検討はしなければなりません、ただ単に個人の利益になるものについては受けられないということになるろうかと思えます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） 根本 議員の質疑を終わります。

児安利之議員。

○14番（児安利之君） 市道路線認定について、若干重複しますが、まず最初に、この条例については賛成の立場をとるわけですが、いよいよ口があいたかという感じを、まず最初に持ちました。といいますのは、ここの開発は東郊土地による黒潮台開発なんですね。新坂のところはニュー黒潮台開発、これも東郊土地。東郊土地のやった仕事は、全部こういう手法なんです。特にニュー黒潮台については、3分の1はこの手法でまだ私道だ。対面する両方の家が半分ずつ道路のセンターから振り分けで個人所有になっているんですね。このことは、今、課長答弁で早急に対処しなきゃいけないというふうに答弁していたんだけど、何が今さら早急かと私は言いたいんです。だから、さっき冒頭に、いよいよ口があいたかと、こう言ったわけだけでも、この新坂のほうのニュー黒潮の一件についても、自治会長から数人の議員への申し入れ、行政への申し入れは、2年や3年の話じゃないんです。さんざん申し入れがあって、それでも遅々としてそのことが進まないという現実にあるというのは、私が言うまでもなく、承知の上でしょう、課長。

そういう中で、今度出されてきたので、今回の黒潮台のこの道路認定を皮切りにして、いよいよニュー黒潮も具体的に進めていくというふうになったかなと思ったので、その辺について、まず確認したい。自治会組織がありますから、それとの関係であそこに住んでいる住民の人たちいろいろ話し合う、整備センターの台帳でも確認しているそうですから、それによってどこからどこまでがどうなっているのかというのはつかんでいるはずですから、年次計画の中でその辺をどうやっていくのか。確かに困難性がありますね。古い開発ですから、既にその当時の所有者が移転しちゃってる箇所も何カ所もある。第三者に売り払っちゃった点もあります。亡くなっちゃって、相続関係が出てきてる場合もある。でもそれは、住民にとっては今回の黒潮台と同じことですから、住民の生活道路として、住民がそこで快適な生活を営むというのは、黒潮台であろうと、ニュー黒潮台であろうと、同じ権利を有するわけですから、東郊土地という会社が当時とんでもない開発行為をやったんだけど、それは、行政としては、整備センターであれ、勝浦市経由でそれが認められていっているわけですから、行政だってその責任の一端を担うわけですから、そういう点で、一挙にやれといったって、それは無理な話ですから、年次計画を立ててやってもらいたい。

私らは現地で立ち会って、おまえら議員は、何年も何やってるんだよ、この道路、見てくれと、自治会の組長とかにこっぴどくやられるわけですよ。確かに市は応急手当で、膏藥張り、簡易舗装で穴ばこのあいたところはやってくれる。その辺は感謝してるけども、根本的な解決

が遅々として進まない、こう言ってるわけです。だから、さっききつい言葉で言いましたように、今さら早急になんて話じゃないと言ったのは、そこなんです。そういう点をどう考えるのか。

もう一点、黒潮台の今回該当する道路は、袋小路というよりも、先にそのまま真っ直ぐ行っちゃうと、がけですから、すんと下へ落ちちゃうわけです。その辺の安全性の問題なんかも、市道になったから安全ということは言えないので、その辺のところは若干工夫が要るんじゃないかと思うんだが、やる必要はないのか、その点について伺います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） ただいまニュー黒潮台のほうの問題を提起されましたが、確かに議員ご指摘のとおり、これは昨日今日始まった問題ではございません。相当以前からこの道路についての要望等を含めて、議員や地区の区長を通して、市のほうにいろいろ問題提起されております。

そういう中で、現在は市道認定をされていない道路がありますので、そのところについては軽微な修繕しかしておりませんが、年数も相当たってきておりまして、道路面が非常に傷んできているのは事実でございますので、生活道路として使われているこの道路については、そういう路面の傷みをどうやって修繕していくのかという問題も含めて早急にという答弁をさせていただきましたが、これについては道路であっても私の権利が所在する土地でございますので、その辺もクリアしながら、これは対応していかなければならない。ただ今言われたように、年数がたっているので、その土地の名義も相当数かわっているものもあると思います。これについては、市として調べられる範囲、あとは地元の権利者が当然いるわけですから、その人たちがどう考えているのかというものも含めて、今、都市建設課の担当内部では、とにかくそれを対処するための協議会みたいのを立ち上げた上で検討していかなければならないということで、私も含めて、今年度、そういう内部的な協議はしておりまして、来年度以降の中でそれについて対処していこうという内部的な協議はだんだん整ってきております。

もう一点、今回、認定をお願いしようとしている土地の袋小路状態の部分の道路は、市道から入るとすぐ突き当たります。昔の新戸野産婦人科医院のところで曲がって、その奥に行きますが、その先は確かに相当高いがけ状態であります。それらについては、私どもも認定をお願いする上では現地調査を十分やっておりますので、今後、認定を受けて、市が管理をする立場になりましたら、そういう安全性については十分配慮していきたいと考えます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） 児安利之議員の質疑を終わります。

水野正美議員。

○15番（水野正美君） 基本的には、前段者の皆さんがいろいろな角度からやられたので、特に私は問題ないと思いますが、これは1年以上かかっているんですね。担当課には大変ご苦労かけたと思うんです。今、ニュー黒潮の問題が出ました。私の隣のうちが建てかえるというので、この人が1年余り大変な苦労した。それは遺産相続の相続権、これは時がたてばたつほど、相続権者が全国に散っちゃいますね。この問題だとか、それから、抵当権が設定されている場合、これを解除する問題、こういう問題を建てようとする人が1人でやらなきゃいけなくなっちゃう

んですね。でないと建てられない、建てかえられない。ニュー黒潮台の場合も、相当古いですから、この人たちが全部一気に建てかえましょうというんじゃないんです。こういう場合もたくさん該当戸数があっても、建てかえようとする人は二、三。それがぼつぼつ続けざまに出てくるんですね。そうすると、建てようとする人が大変な苦勞をして、この書類を全部整理して、しかも抵当権設定の解除の手續から遺産相続も、土地の部分の相続権を放棄して、市に寄附しますよと、そういう手續を全部、市民個人がやらざるを得ない、このまま放置しておく。

ニュー黒潮台も建ててから相当の年数がたっているの、中には空き家になっちゃって地権者がどこに行ってるんだかわからないようなところもある。こういうものを早目に整理しないと大変なことになる。しかも、そういう手續をやらないと市は受けとめませんよということになりますと、自分が建てかえようという土地をあきらめて、どこか建てられるところに行かないといけない。長い間、市に税金を払って、勝浦に住んでいただいた人がそういうはめに追い込まれるということについて、今すぐここで即答いただくつもりはありませんけれども、行政として組織的に十分検討して、市民がそういう苦勞を味合わなくても何とかなるような、そういうことを今から検討していただきたいと思うんですが、この点について行政側はどのようにお考えか、見解を承りたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） 最初にお答えしたいのは、今、提案した黒潮台のほうは建築基準が通らないということで、こういう問題が起きましたが、ニュー黒潮台につきましては道路法上で規定される幅は持っておりますので、建築確認はすべて通ります。そこは前置きさせていただきます。

ただ、道路が相当傷んでいて、ここは私の権利のある道路ということですので、市がすぐにこの路面を全面復旧するとか、今、できない状態ですので、それは市民に対しての不利益があるというふうに考えますので、その点ができるためには、市道認定ということが必要になるかと思えます。今後は、ニュー黒潮台については相当数の地権者がおりますので、それらをまとめるということも、市としても協力をさせていただきたいと考えています。以上です。

○議長（板橋 甫君） 水野正美議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。ただいま議題となっております議案第66号は建設経済常任委員会へ付託いたします。

午前11時10分まで休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第67号 平成22年度勝浦市一般会計補正予算、議案第68号 平成22年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第69号 平成22年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第70号 平成22年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第71号 平成22年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましても、既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。なお、質疑に際しましては、議案番号を、事項別明細書はページ数をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○12番（寺尾重雄君） まず51ページ、河川流下能力検討調査業務委託料の500万について、そして55ページの市民会館の解体費8,050万円についての質疑です。

まず、この西ノ谷の調査に関するものですが、昨日、一昨日の一般質問でもコンクリート殻が埋まっている。県のほうではわからないような話の中で、予測するところによりますと、この趣旨についての河川の調査ではないかと。調査することは当然必要だと思います。ただ、金額的に500万円、どういう方法で何をどうするのか。業者のほうでもその辺を県に出されていると思うんですけど、勝浦市は県に出されている問題点等を把握しての調査なのか。この件に関して、ご質問いたします。

元市民会館、中央公民館の解体、設計については293万3,000円、議会でも6月までには解体するということで認識しておりますけど、この解体について、あそこは住宅が後ろに控えています。アスベスト工事は市民会館も行われ、その補修工事も行ってきています。そういう中で、この予算計上に当たっては、詳しいことじゃなくても、こうするんだというご説明を願いたいと思います。

それに伴って、ここである程度予算が決まることによりまして、近隣住民にあいさつ回りとか説明するなりの問題があるかと思いますけど、それは業者がやるのか、勝浦市が近隣住民を集めて、こういう方法で安全なんだとか、そういう説明をされるのか、その質問です。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。初めに、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。今回、補正予算として計上させていただきました河川流下能力検討調査業務委託料500万円についてでございますが、これにつきましては6月議会、9月議会と、ここの計画についての雨水排水、事業場排水等につきましていろいろご指摘、ご質問をいただきました。そういう中において、株式会社M・M・Iのほうから市に提出をされました産業廃棄物処分場の施設として計画している排水に対して、これが市の管理する西ノ谷川に流入されることについてはいかがかというような内容で、これまで答弁してきた内容につきましては、西ノ谷川にこの雨水排水が放流されることについては問題はないという我々の考えでしたので、M・M・Iに対してそのような意見を出してありましたが、議会の中の質問等も含めてさらに検討していった結果、西ノ谷川に流入する雨水排水の計画には問題があるということがわかってまいりました。

それは何かと申しますと、計画をしているものだけではなくて、西ノ谷川に流入する全域を含めて、これは考え直さなければいけないということから、今回、この業務委託をお願いしようというものでございます。

業務委託の内容につきましては、河川に強いコンサル担当の営業の方等に話をさせてもらいまして、市としてまとめたものは、まず西ノ谷川が現状でどうであるかというものを全部踏査していただいて、検証していただく。それは何かといいますと、護岸等にも草木も生えておりますので、大雨が降ったときに現状の川で流下能力があるのかどうか。

もう一点は、市が管理する普通河川ということで、この流出についての確率的な規模が降雨強度式を用いて計算した上で、どのようになっているのか。それと現状の流下能力の算定と、また付近に及ぼすであろう治水安全度の評価をしていただきたいと。

それとともにもう一点は、計画をされているM・M・Iの施設とM・M・I、もしくは三峯産業、並びに峯岸貞夫さんの所有する土地からすべて流入するものでございますので、全域を調査、これはM・M・Iの所有地に踏み込んでということではなく、地形図を用いて、そこから流入するであろうものを踏まえて、全域の雨水等を含めた流入量の調査等を行うために専門のコンサルタントに委託をして実施しようというものでございます。

もう一点、県のほうに出されている事業の計画書と県から示されている内容等につきまして、環境防災課、都市建設課で県と協議をしまいいりました。そういう中において、直近では平成22年11月9日に県に赴きまして、担当者と直接的な話し合いをして指示をいただいております中の1項目として、雨水、湧水等の放流水の排水計画について市が見直しをするということだがと、この見直しというのは、以前、一番最初に出した西ノ谷川に放流することは問題ないということについての見直しをしたいと市のほうから再度申し出ましたので、その見直しをすることだが、想定区域としては、処分場事業計画地のうち土砂の一時堆積予定地を含めたものとしたほうがよいという県からのアドバイスがございました。この土砂の一時堆積というのは、現在、廃棄物処分場を埋め立てをするという計画地のほかに、事業を起こすに当たって山を掘削するということで、山を削った土砂を現在の計画地の西側の谷、もう一本ありますので、西側の谷に一時堆積をするということがわかりましたので、その一時堆積する部分もこの全体の計画に含まれるということからして、全域を調査した上で新たな市からの指示を出そうというものです。

現在、M・M・Iの計画されている調整池については、容量が全く足りないということがわかってきましたので、それを市がM・M・Iに対して指導するためには、市がバックデータとしてその裏づけを持たなければ指導できませんので、そのために今回委託して、専門的な見地からそのバックデータをつくりたいということでございます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 次に、黒川社会教育課長。

○社会教育課長（黒川義治君） 市民会館の解体設計について申し上げます。議員のご指摘のとおり、旧市民会館につきましてはアスベスト対策工事が実施されております。これにつきましては、設計に当たりまして、当然、業者のほうにはその資料等を提示してございます。また、その後の調査等によりまして、建物が高いという関係で、変圧器、コンデンサー、トランス、そういった中にPCB等の有害物質も含まれているというような電気器具等もあるような報告を受けて、これらにつきましては慎重に対応するような設計が上がってきております。

どのようにやるのかという具体的なことについてはご説明を申し上げられませんが、工期的にはアスベスト対策ということで、1カ月ほどの期間を見込んであることから、慎重な工事がされるというように考えております。

また、この工事に当たりましての地域住民への対応ということでございますが、今月の23日に墨名区で役員会が開かれるということで伺いましたので、この席に出席させていただきまして、これら解体に当たっての説明をさせていただき、また、さらに周辺地域、墨名区は二十何部という大きな部があるそうですが、その中でどの範囲で説明をしたらいいのか、その役員会

での決定を仰ぎながら、明けて1月に周辺地域の皆様には改めて説明をさせていただくような考えでございます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○12番（寺尾重雄君） まず西ノ谷川から。これは、当時、水野議員だったか、集中豪雨のためのマニング方式でそれがどうなのかと。私も課長たちと現地へ入ったこともあります、その辺のエリアを業者のほうから出せないのかという県からの指導はないのか。開発のときは当然、地域の雨量排水から全部計算されるものが方式の中であって、今のところは基準としては10年間なんだけど、勝浦市は1万8,000何人の署名をもって反対ということであるんですけど、県もこれをM・M・Iのほうに伝えて、その方式的なものを再度出させて、チェックの段階であればいいけど、こちらからお金出して近隣区域を全部チェックするというのは、どうかなと思うんですね。近隣を集約し、それをどのように流すかは義務づけられている話ですから、ただ、市のほうが先にやるのはどうなのかと。まだ許認可されてないのであれば、これは違うんじゃないのと。業者にやらすべき問題、業者がそれをもって申請していくべき問題であろうかと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

市民会館の件については、わかりました。墨名区のほうにそういうことで説明していくんだということはわかりましたけど、これに伴う入札方法につきまして、8,000万円ありますので、前と同じように最低価格を公示し、じゃんけんぽんなのか、くじ引きなのかと、そういう方法なのか、その辺をお聞かせ願いたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） 今回の委託について、県のほうでこれをM・M・Iに指示してやらせるべき問題ではないかということでございますが、一番当初にこの問題が発覚して、県のほうが受理をして、市からの事項はないのかという中において、この西ノ谷川については、市から県のほうに審査指示事項に追加してくれということで要望した内容でございます。雨水、湧水等を含めた放流水対策について、河川、水路管理者の承諾を得ることという一言でございますが、それを県のほうからM・M・Iに指示をしたという中において、これまでM・M・Iも自社の計画について、その雨水、排水、また事業場からの放流水について協議をしてきたところでございますが、なぜ県がこれをやらないかといいますと、県はあくまで産廃施設に対しての内容を審査する機関でございまして、それについて指示は出ないと思います。

そういう中におきまして、市のほうがこれを協議するに当たって、これまで何回となくご指摘ございましたが、市はどう考えるんだというものをぶつけていかなければ、M・M・Iに対しての市の考え方を説明することができません。ですから、そのバックデータということで、市は西ノ谷川の管理に関しては相手に対して強く申し入れること、また指導することはできますので、そのバックデータをつくりたいという考えから、今回、提案をさせていただいたものでございます。

また、業者が金を出してやるのが当然ではないかという考えもあろうかと思いますが、業者としては自分たちの計画する事業場なりの問題としてしか実際はとらえていないのではないかと考えますので、市はあくまで市民全体が反対しているこの産廃処分場に対して、行政としても大きなデータをもって対応をしていかなければならないと考えております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 次に、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） 元市民会館、元中央公民館の工事の発注の関係でございますけれども、指名競争入札で発注する予定をしてございます。

今回、予算案を可決後に業務実績等を踏まえた適切な業者につきまして、指名審査会に諮り、業者を決定し、入札を行った上で工事を発注したいと考えております。

なお、最低制限価格についてお話がありましたが、建築工事の種類になりますので、最低制限価格は85%になります。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。寺尾重雄議員。

○12番（寺尾重雄君） バックデータを市がとりたいというのはわかるんです。そのバックデータをもって、業者にこうだからと。できるできないは別にしても、その区域全体の雨量を再検討できないかというのは、あそこの産廃の場所の申請というのは、河川に流れる水の計算をするわけですね。そうしたときに、相手は金かけるのも嫌だから、地区は狭くしますよね。全体から流れた水がそこに入って集約されて流れる、そこまでの流量計算というのは、当然、県でも持ってこさせるべき問題を市がやるべきではないのかなと思うわけです。

先ほどの答弁でも言われましたように、当時、残土置き場を入れてなかったから入っていないですよ。そこで、調整池の中で調整して、絞った水を出す。その容量の問題にもなってくるから、向こうは小さくしたい。毎分何秒の中での計算方法で出す。それを市がお手伝いするのはどうか。もってこいの話でいいと思うんです。

ここにあるように、私もその資料を見せていただいたんですけど、県と勝浦市の協議の中で、流域が違ってらるんですから、県も言ってもいいわけじゃないですか。勝浦市がそこまでお手伝いして、向こうはその分、経費も安くなって、違うものをつくって、いや、これなんだよという話なのか。そうやってくれれば何だっていいのかなと思うんですけどね。その辺、もう少し協議していただきたいなと思います。

予算計上されているんだけど、私が業者に賛成の立場で物を言うつもりもないです。これも一たんは賛成しますけど、少し違うんじゃないのかと思うんです。それは一般質問の中で水野議員等言われた中で、洪水になったら、その水はどうなんだとかと言われたから、市のほうでは技術的にないから業者にこの計算を委託しているんでしょうけど、市民の血税ですから、もう少し考えていただきたい。予算は賛成しますけど、ただ考え方は違いますよ。ただ、県はそういう意向で指導できる立場もあるんでしょうから。

市民会館の解体について、85%の最低価格でまた公示するのですかという問題があるわけですね。公示したら、またじゃんけんぽん、くじ引きになってしまうでしょう。業者を選定する段階で実績等、いろんな面で評価されるんですけど、皆さんおいでよという中で、じゃんけんぽんやくじ引きというのはどうか。思っているんです。どうするのか、その回答をお願いします。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） 手伝うという認識は全く持っておりません。さらに、県に対してこれが言えないのかということでございますが、今、ご指摘を受けた問題については、県に早急に確認はいたします。その中において、私どもも市の立場としては、市長が申しております。行政の立場としましては、指導する上では、自分たちがちゃんとしたバックデータがなければ

できない。その中で、仮にM・M・Iがその指示に従ってつくってきた場合、それを確認する手だてが全くございません。市の職員にこの流量計算をできる者は一人もおりませんので、それが来てからでは遅いということなので、その前に市はしっかりしたデータをつくっておきたいということで提案をさせていただきました。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 次に、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答えを申し上げます。市では入札の透明性を高めるために事前公表制度をとっております。したがって、本案件につきましても、予定価格等につきましては事前公表制をとる考えでございます。

なお、そうなれば、また85%になるのではなかろうかというご指摘でございますけれども、手元に資料がございませんけど、水道工事の関係で1億5,000万円を超える工事がございましたけれども、それはきちっとした予定価格の範囲内で、最低制限価格を超える価格で落札しているケースもございましたので、あくまでも85%は結果であると我々は認識しております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 寺尾重雄議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） 議案第67号、一般会計補正予算について何点かお伺いします。まず、補正予算書の4ページですけれども、第2表の繰越明許費、この社会教育費で4,800万円という設定がなされておりますが、この4,800万円の算出根拠はどうか、まず1点、伺います。

次に、21ページ、市民税に関してですが、現年課税分として3,100万円余減額するということですが、それと入湯税も179万7,000円減額ということですが、今の時点で現年分について徴収はあきらめるということでもいいのかどうか。決算見込みをはじいた根拠をお伺いしたい。

同じく21ページの地方交付税ですけれども、今回2億3,100万余増額補正ということですが、説明書を見ますと、決算見込額が22億6,100万余となっております。ちなみに、最近、国のほうで普通交付税の再算定措置がなされているはずでございますが、その再算定後に各団体に増額の通知が来ているはずであります。その増額分をこの決算見込額で含んだ数字なのかどうかを伺いたいと思います。

次に31ページですけれども、興津テレビ協会に対する補助金ですけれども、この説明書の中で算出根拠を見ますと、補助金算定上の組合費負担ということで1世帯当たり3万5,000円、160世帯で560万円、これをまず補助対象から控除する。総事業費が746万3,000円。その地元の負担金を控除して、その4分の3を補助対象経費として、さらにその2分の1を補助するということになっています。

ところが、歳入のほうで、この件に関する国からの補助金は、市が助成した分の10分の10、市が補正した分、全部、国が面倒見るということで理解しておるんですが、そうであれば、市から興津テレビ協会に補助するのも10分の10にしたらどうかという理屈が成り立つんじゃないかと思うんですが、その辺についてお伺いしたい。

37ページになりますけれども、1項社会福祉費、3目老人福祉費の補助金。公的介護施設等整備費補助金2,625万円です。これについて説明書を見ますと、有限会社かづみが上植野地先に施設を設けるということですが、このかづみという法人の実態、この施設の内容について、もう少し具体的に説明をいただきたいと思います。入所人員だとか、開所する時期等に

についてもお伺いしたいと思います。

最後になりますが、45ページ、農業振興費の報償費ですが、有害鳥獣捕獲事業の報償金として593万円が計上されております。これについては、イノシシ、猿、鹿、キョンとありますが、今回の補正後で今年度末の最終的な見込みの頭数は何頭になるのかをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。初めに、藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答え申し上げます。今回の補正予算の4ページに記入してございます。繰越明許費の関係でございますけれども、元市民会館、元中央公民館解体事業で4,800万円を次年度に繰り越すという内容でございますけれども、これにつきましては、当初、本年度内に実施を予定しておりましたけれども、どう見ても本年度内に実施ができないということになりましたので、県のほうとこの取り扱いについて協議をした結果、おおむね6割相当分は新年度、4割相当分は今年度に計上するという事で協議が整いましたので、このような形で計上させていただきました。

2点目の地方交付税の関係でございますけれども、今、再算定のお話がございましたけど、今回、国会のほうで国の第1次補正予算について成立をいたしました。この分につきましては交付決定が2月7日でございましたので、その部分につきましてはここに計上してございません。改めて、今後の財政需要等もございますので、その辺は留保させていただいた上で、2月の臨時会で計上させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 次に、花ヶ崎税務課長。

○税務課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。市税の関係ですけれども、今年度につきましては、長引く景気低迷、雇用情勢の悪化、高齢化等によりまして、市民総所得額の大幅な減や納税義務者の減となりました。平成21年分の総所得額で申しますと、205億2,257万円、平成20年分総所得額が217億2,197万7,000円と比較いたしますと11億9,940万7,000円の落ち込みとなりました。1人当たりの所得額で比較いたしますと、平成21年分で265万1,000円、平成20年分で270万8,000円ということで、5万7,000円の減少となっております。このようなことから、個人の市民税、現年度課税分で3,187万5,000円の減額補正を行う結果となりました。

内訳で申しますと、退職所得分で当初予算額800万円に対しまして、決算見込額529万1,000円で207万9,000円の減額補正になります。これにつきましては、平成21年度当初予算と同額を本年度当初に計上いたしましたけれども、現状におきまして、当初予算額まで伸びが期待できず、33.9%下回る見込みになったことから、減額するものであります。

均等割では、当初予算額3,362万8,000円に対しまして、決算見込額3,271万9,000円で90万9,000円の減額補正となりました。これにつきましては、当初、納税義務者を1万1,616人見込みましたけれども、決算見込みでは1万1,302人が見込まれて、実質314人の減によるものでございます。

所得割につきましては、当初予算額7億2,152万7,000円に対しまして、決算見込額で申しますと、6億9,327万円ということで3.9%の減となりました。額で申しますと、2,825万7,000円の減額補正ということになります。

徴収率の関係ですけれども、算定の根拠といたしましては、当初96.5%を見込んでおります。今回の補正につきましても、当初の96.5%を維持することを目標に、これらを変更せずに同率

で算定をした結果になっております。

なお、入湯税につきましては、当初予算額が3,033万3,000円に対しまして決算見込額が2,853万6,000円ということで179万7,000円の減額補正ということになりました。これにつきまして、当初におきましては、平成21年度の実績をもとに見込んでおりましたけれども、平成22年度上半期におきましては同年同期を3.8%下回る結果となりまして、下半期も回復が今のところ期待できないということが推測されますので、減額することになりました。なお、人数で申しますと、当初見込みが20万2,220人に対しまして、今回の見込みが、それらをもとに19万240人ということで1万1,980人の減ということで見込んでおります。これにつきましての徴収率ですけれども、これは100%ということでございます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 次に、岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。興津テレビ協会に行います無線システム普及支援事業費補助金の関係であります。この補助金額につきまして、歳入歳出同額を計上させていただいております。この理由につきましては、国からの補助を市が受けまして、市から共聴組合に対して補助を行うと、このようなスキームになっております。補助金の算定方法につきましては、総事業費から1戸当たりの最低必要経費3万5,000円の戸数を掛けたもの、これを差し引いたものに、まず3分の4を掛けております。この3分の4につきましては、要項で定められております割増率でございまして、最終的にこの2分の1をかけて、この2分の1が補助率となります。この結果、124万2,000円が国庫補助金であり、なおかつ市が共聴組合に交付する補助金と、このような内容となっております。以上です。

○議長（板橋 甫君） 次に、関福祉課長。

○福祉課長（関 修君） 公的施設等整備費補助金の関係で、法人の実態でございしますが、当該法人につきましては、平成16年7月に茂原市の下永吉に設立された有限会社かつみでございします。当有限会社につきましては、平成16年に茂原市でグループホームあんしんを開設し、その後、本市におきましては平成18年に系列会社、有限会社長寿松を設立いたしまして、松部地先にありますグループホームあんしん勝浦を開設した経緯がございします。この大もとの法人でございします。

次に、当該施設の内容でございしますが、建物につきましては上植野字大山口925番の1に開設しようとするものでありまして、建物面積は271.20平米、木造1階建てを予定しております。入所定員でございしますが、地域密着型のグループホームでありまして、1ユニットということで、定員9名を予定しております。

次に、開所時期でございしますが、開所予定年月日は平成23年4月1日ということでございます。以上であります。

○議長（板橋 甫君） 次に、関農林水産課長。

○農林水産課長（関 重夫君） 有害鳥獣の今年度の捕獲頭数の見込みについてお答え申し上げます。まず、当初予算の段階で、個別に申し上げますと、予算はイノシシは800頭を見込んでおりました。9月末現在の捕獲頭数を申し上げますと、このイノシシが812頭とれておりまして、今後の見込み、今回の補正予算で600頭分見させていただきましたので、イノシシのトータル、3月末推計頭数は1,400頭と見込んでおります。

猿ですが、当初予算で50頭を見込みましたが、既に9月末で104頭捕獲されておりますので、

120頭分を追加し、3月末で170頭を予定しております。猿ですが、もう一点、県のほうの依頼で生態捕獲をしております。これは生きたまま捕獲したものに発信機をつけまして、猿の生態調査をしております。これは全額県のほうから補助金が来ますが、それを当初では見込んでおりませんでした。年度に入ってから県のほうから依頼がありました。既に9月末で8頭捕獲しておりまして、今後の見込み分を合わせて、今回15頭を予算要求させていただきました。年度末で15頭の見込みです。

鹿ですが、当初予算で250頭を見込んであったものが、既に9月末で131頭捕獲しております。今後、追加分として90頭とれると見込んで、年度末340頭の見込みでございます。

キョンですが、当初予算80頭を見込んだところを、9月末、52頭を捕獲しております。今後、追加分として10頭とれると見込んで、3月末で90頭を見込んでおります。

そのほかにタヌキ、ハクビシン、アライグマ等の小型獣でございますけれども、当初予算で900頭見込みました。これに対しまして9月末で443頭とれておりまして、これにつきましては半分程度ですので、今回は補正はしておりません。したがって、年度末では900頭。

トータルで申し上げますと、当初予算ですべての頭数、2,080頭のところを既に9月末で1,550頭とれておりますので、今回835頭追加いたしまして、3月末で2,915頭と推計しております。以上です。

○議長（板橋 甫君） 午後1時まで休憩します。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。忍足邦昭君。

○5番（忍足邦昭君） 3点ほどお伺いします。まず第1点目は、市民税の関係です。先ほどご答弁いただきましたが、当初の見込みと違ったということでございますけれども、今の時期に、この12月補正で減額をしなければいけない理由ですね。これは最終の補正でも、減額ですから当然間に合うわけなんです、その辺の理由についてお伺いしたい。

2点目は、普通交付税ですけれども、先ほどのご答弁で増額分があるということですが、その再算定後の数字ですね。普通交付税の最終的な数字は幾らになるのか、これをお聞きしたい。

3点目が、興津テレビ協会への補助金の関係ですが、私、認識不足で誤解していましたが、市が当該団体に補助する補助基準、この補助基準そのものが国の基準だということなんでしょうか。それを確認したいと思います。

それと、1世帯当たり3万5,000円の負担金を、国が基準であれば、国がこういうふうに見込んでいるんでしょうけれども、この3万5,000円の根拠がわかたら教えていただきたい。

それと、この共聴施設から各戸につなぐ、例えば有線ならばケーブル、そういったものが必要になるのか、あるいは無線で各家庭につながるのか、その辺の内容についてもお伺いしたいと思います。

基準では1世帯当たり3万5,000円の負担を見ているんですが、実際問題として、そのテレビ協会の160戸の世帯がテレビを見られるようになるのに3万5,000円ですべて済むのかどうか、この辺もお伺いしたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。最初に、花ヶ崎税務課長。

○税務課長（花ヶ崎善一君） この時期になぜ減額補正をしなくちゃいけないかという理由につきまして、お答え申し上げます。本年度の申告につきましては既に終了しておりまして、その結果、計算等ができて、おおむねそういったことが見込まれることから、今回、計上したものでございます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 次に、藤江財政課長

○財政課長（藤江信義君） お答えいたします。普通交付税の関係でございますけれども、ご承知のように、当初予算で20億3,000万円計上してございました。今回の補正で2億3,124万5,000円を計上いたしましたけれども、先ほど申し上げましたけれども、国の補正予算の中で追加分として3,510万1,000円、交付決定が来ておりますので、これを合わせますと、最終的には22億9,634万6,000円程度が見込まれるところでございます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 次に、岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。興津テレビ協会への補助金関係でございますが、1点目の補助基準の件でございますが、これにつきましては国の補助要項に基づきまして、市の要項もあわせて整備をいたしまして、これにより間接補助の運営をしていくところでございます。

2点目の1世帯当たり3万5,000円の根拠ということでございますが、この考え方につきましては、電波事情のいいところの一般的な負担、アンテナ設置負担が3万5,000円程度であろうということから、共聴施設補助対象につきましても、3万5,000円以上を補助対象としようという趣旨でございます。

なお、共聴施設から各戸までは有線による整備を行う内容となっております。

実際の160戸の負担についてでございますが、先ほどの3万5,000円につきましては補助対象から除かれるところでございます。補助算定基準で計算いたしますと、国庫補助以外にも放送事業者、NHKの支援もでございます。NHKの支援につきましては、1戸当たり7,000円以上の部分につきまして支援がでございます。興津共聴組合のケースで申し上げますと、最終的に組合負担の1世帯当たりは7,003円という額になります。以上です。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） 税の関係ですけれども、私が言いたいのは、それは昨年度の実績と比較すれば、この程度だろうということはわかるんだけど、徴収の問題ですよね。数字がこれだけしか大体見込めないだろうから、これで減額しちゃえじゃなくて、あくまで調整した数字に向けて徴収努力といいますか、そういったのはできないのか。最終的に3月の最終の補正で調整すればいいことだと思うんですね。減額ですから、これはいつでもできるはずですよ。そういうところで、12月の段階で減額しちゃうと徴収意欲が見えないというふうに受けとられるんじゃないかと思うんですね。その辺、もう一回、お聞きしたいと思います。

それとテレビの共聴施設の関係ですけれども、確認の意味でお聞きしますが、最終的に1戸当たり3万5,000円と7,000円ぐらい、あとは補助裏分2分の1ですから、その補助裏分の負担というのが、個別負担としますと、それに上乗せされるということでしょうか。その辺を確認したいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。花ヶ崎税務課長。

○税務課長（花ヶ崎善一君） お答え申し上げます。今回の補正の主な理由につきましては、本年度の急激な所得減少によりますものでございまして、最初に答えたとおり、徴収率につきましては当初96.5%を見込んでおりました。今回もその徴収率は下げない算定のもとに計上しております。そういったことから、先ほど申しましたように3,000万円強という数字、急激に減少しましたものですから、それを引きずって最終補正よりも、これだけ下がりますということで、今回、計上したということになります。以上です。

○議長（板橋 甫君） 次に、岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。興津テレビ協会への1世帯当たりの最終的な負担額ということでございますが、国庫補助基準につきましては3万5,000円を控除した対象額に対して補助率がかかってございます。その裏補助のNHKにつきましては見ておりませんので、1戸当たりの最終負担額は7,003円となる予定です。以上です。

○議長（板橋 甫君） 忍足邦昭議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。刈込欣一議員。

○3番（刈込欣一君） 私から大きなところで2つ、質問させていただきたいと思います。まず最初に、25ページのふるさと応援寄附金24万9,000円、この事柄について。もう一点は、先ほどお話がありました51ページの業務委託料500万円の件について、お聞きいたします。

まず1点目のふるさと応援寄附金のことなんですけど、今回24万9,000円ということで上がっていますけれど、今までこの金額がどのくらいあったか。そして、項目、例えば観光に使ってくれとか、漁業に使ってくれと、いろいろなことがあると思いますけど、そこでの割合がもしわかったら、教えてください。

それともう一点は、寄附された方々について、どのようにこれをお知らせしてあるか。また、過去に同僚議員から、この方々に特産品として何か送ったら、これがもっと大きく発展するんじゃないかというお話があったんですが、そこら辺についてどのように検討しているか教えてください。それがふるさと応援寄附金についてです。

もう一点の業務委託料で河川流下能力検討調査業務委託料500万円となっています。これは私たちの鵜原の産廃についての取り組みの中の一つの事柄だと承知しておりますけど、まず2つ問題がここに提起されております。1点目の鵜原西ノ谷川にかかわる調査及び解析業務、もう一点が産業廃棄物最終処分場建設計画における調整池の調査及び解析業務、これを合わせて500万円という数字になっていますが、これを解析した結果、どういうことが見えてくるか、それがまず1点目。

それと、処分場の事業概要ということで、M・M・Iからいただいております事業概要の中には、浸出水、貯水池、これは1件しか入っておりません。また、その後、いろいろ精査したような結果なんですけど、浸出水のほかに洪水貯水池、これをつくろうというふうな計画がM・M・Iから出ております。鵜原の西ノ谷川は、幅が1.5ないし2メートルぐらいしかありません。それを、あれだけの大きなところからの放流水を川に流して、果たしてそれではけるか。

こういう話も近所の方から聞いております。モトクロスをつくったときに、あそこから水が流れてきたということで、三峯産業から近所の方々にどうもということで、菓子折り、そういうものを持って謝りに来たというようなお話も聞いております。今も当時と同じ川の幅ですし、高さもありますけど、どういうものか。また、今、市のほうでいろいろ手だてをしてくれてい

るんですけど、3つの目の貯水池をつくれるようなものになるのかどうか、これがわかっていたら教えていただきたいと思います。

前日、児安議員から産廃についていろいろご質問がありましたけど、その中で2点ばかり、これはどうかなというものがありましたので、お話ししていただきたいんですけど、1点目のコンクリート殻のお話なんですけど、私たちも県の担当者と8回ぐらい会っていろいろお話ししております。昭和の終わりごろ、それと平成に入って平成5年ごろのお話を近所の方々、鶴原の方々に聞き取り調査した結果なんですけど、ここにダンプカーが来て、不法投棄という言葉は使いたくないんですけど、コンクリート殻とかいろいろなものを捨ててあるというお話を聞いております。ですから、ここにはコンクリート殻は埋まっているというふうに思います。

その対応なんですけど、市では厳しいというお話だと思うんですけど、県に行って、こういう事柄もどんどんお話しして、それを排除してから、もともと田んぼ、畑、林地、そういう土地でありましたので、ぜひ、これも精査してください。

そこからダイオキシンも出ているというのは、M・M・Iのほうからそういうデータは出ておりますので、これについても十分調査をするように、私たちも県に行ってお話ししますけど、市のほうからも、そこら辺をどういうふうに取り組むか教えてもらいたい。

もう一点なんですけど、昨日、児安議員から、人手不足等についての財政とか行政支援についてはどうだというお話もされたと思います。その中で、市のほうの答えでは、県下7市においては組織的、経済的に支援は全くしてませんよというお話は聞きました。確かに3つ、4つの市を調べた結果、銚子のことについては、皆さん承知のとおり、県はよろしいというふうになって、地元の住民の会と裁判ざたになっているところ。また、富津のほうは、この業者が市のほうに幾らかの寄附をして、業者と市の仲が非常に緊密になっていると。ところが最近、ここからもいろんな問題が出てきて厳しいお話も出ているというお話です。

また、これは千葉県で一番大きな産業廃棄物処理場だと思うんですけど、君津市に進出している会社も市といろいろ環境の問題について一緒になって取り組んでいると。あそこにも近くに小櫃川をきれいにする会とかいろいろな会があります。私たちと同じような取り組みをしているところがあるんですけど、市と県、また市と業者とが同じような取り組みをしていれば、私たちがやっているような会に支援するわけがないと思いますので、そこら辺のところ、7市について細かいところを教えてもらいたい。

もう一点、先ほど課長がおっしゃったフローの中の一つなんですけど、これは平成21年6月5日に市のほうで県に意見の追加ということで出していただきました。1点目が関係地域、もともと300メートル地内にあった関係地域を鶴原地区、隣接する守谷地域、吉尾地域及び東急リゾートタウンに範囲を拡大する。2点目が、先ほど課長がおっしゃった放流水、雨水、湧き水等を除くとなっているが、雨水、湧き水等を含めた放流水対策について、河川水路管理者、勝浦市の承諾を得るように指示することということで、私たちから市のほう、市から県のほうへということで、この大きな2点、これは協議の中では多くの事柄になっておりますので、先ほど500万円のほうの細かいお話は聞いてますけど、いま一度、お答え願いたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。ふるさと寄附金の関係でございますけれども、条例施行後、この10月までの累計で申し上げさせていただきますと、217万435円でございます。

使途状況でございますが、これにつきましては、平成20、21年度の予算化しました実績でお答えさせていただきますと、家庭、地域における子育て支援に関する事業といたしまして4件、22万円でございます。青少年の健全育成及び教育環境整備に関する事業が2件で7万3,405円でございます。高齢者支援に関する事業が2件で45万円でございます。地域産業の振興及び特産品の育成に関する事業が2件で15万円でございます。次に、自然環境並びに地域景観の保全及び活用に関する事業が7件で99万5,330円でございます。その他目的達成のために市長が必要と認める事業といたしまして3件、3万1,700円でございます。

次に、それに対します対応ということでございますけれども、寄附をいただきました方には、私自身がお礼の電話をかね、お話をさせていただいております。中には仕事の関係で連絡がとれない方も数名いらっしゃいますが、なるべく私のほうで直接お電話をして、それによって私のほうの気持ちを伝えるようには心がけているということでございます。

対応につきましては、さきの決算委員会においても述べさせていただきましたけれども、基本的に広報1年分をお送りさせていただくという対応を図っております。また過日のその委員会におきまして、ふるさと特産品等の贈呈というか配布、そのようなものも検討したらどうかということでございます。これにつきましては、あのときも答弁をいたしましたけれども、今後、もし予算を伴うものになりますと、その辺の調整も必要になってきますので、その辺につきましては検討させていただきたいと、このように考えます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 次に、鈴木都市建設課長。

○都市建設課長（鈴木克己君） お答えいたします。最初に、今回、提案をさせていただいております委託料の関係から、これを調査、検討した結果、どういうものが見えてくるのかということでございますが、今回このような調査を行うに至った経過には、さきの6月議会、9月議会でいろいろ議員からご指摘を受けました。そういう中において、私ども市の担当部局としましては、流下能力の検討とか、専門的なことについては自分たちで解析することはできないということがまず1点ございます。そういう中において、今、大変問題になっておりますこの産業廃棄物処分場建設が計画されている土地については、先ほど申し上げましたが、約1社の独占的な土地から西ノ谷川に流入しているということからして、全体をとらえた計画というか、市が全体の中でどういう状況が起こるのかというのを想定する必要があるということから、今回、詳しく調査をしようとするものであります。

その中で、議員ご指摘の、そうであるならば、現在計画されている産廃施設からの取水の調整池と雨水流入される洪水調整池、2つしか計画されていないが、3つ目の調整池が必要となるのかどうかということでございますが、それについては、現状では必要かどうかはわかりません。これを調査して検討した結果、それが必要かどうかは判明してくる。それによってM・M・Iに対して対応していくことになろうかと思えます。

もう一点は、武蔵学園の横から、10メートルほど上流から西ノ谷川の管理になっておりますが、ここについても西ノ谷川の上流は、コンクリートブロックやコンクリートで過去に整備がされておりますが、一部決壊をしている部分もあるし、木が生えて流下能力を遮っている部分もございますので、現状を確認した上で、西ノ谷川の現在の流下能力を検討し、さらには、我々の立場からいいますと、これはあくまで、できたことを想定しての考えになりますが、そのときにその川が耐えられるかどうかということを検証してまいりたいと考えております。

次に、河川管理者としての対応でございますが、私どもも今回、これを検討する上では、今年の9月の台風、それと10月の大雨の降っている最中、現地へ確認に伺いました。武蔵学園のほうから入れさせてもらいまして、武蔵学園のそばの水路がどうなっているか、その確認と、武蔵学園を管理している方から過去の経緯をお聞きしましたし、谷津は違いますけど、武蔵学園の裏側のところも確認をさせていただきました。そのときに議員にも同行してもらいましたが、そういう現状を認識した上で、これは市として十分検討しておかなきゃならないという結論に達したところでございます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 玉田環境防災課長。

○環境防災課長（玉田忠一君） お答えいたします。コンクリート殻の質問でありますけども、一般質問で答弁しましたように、不法投棄者が特定できない、また、うわさだけでは難しいということで、県のほうに調査等強く申し入れはしたいと思えます。

ダイオキシンにつきましては、県のほうでも事業計画地内のダイオキシン濃度が基準より高い数値を示していることに対しては、県のほうも再調査をしている段階ということです。

次に、7市の支援協力状況でありますけれども、私どもが調べた結果、まず市原市につきましては、住民運動があります。支援協力要請につきましても、市に対してあります。市が行っている支援協力の内容といたしましては、県の担当課との事務連絡です。そのほかの財政支援等はやっておりません。

また、銚子市につきましては、住民運動があり、支援協力要請もあります。市は実際に支援協力しておりません。

成田市につきましては、住民運動がありまして、支援協力の要請があります。市といたしましては、協力はしておりません。

香取市は、住民運動がありまして、支援協力要請があります。それに対して市は県担当課との事務連絡、それ以外の財政支援等は行っておりません。

富津市につきましても、住民運動がありまして、それに対して住民運動側から市に対する協力要請があります。それに対する市の協力は、一切ありません。

君津市は、住民運動がありまして、市に対しての支援協力要請があります。それに対する市の協力は無いということになります。

八街市は、住民運動はないということです。以上が7市の結果であります。

それと300メートルに拡大した追加事項ですけれども、これにつきましては、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要項第3条第2項、同条第4項、同条第6項に規定する地域住民及び同第9条第3項第1号に規定する計画区域からおおむね300メートル以内の関係地域を建設が計画されている勝浦市鵜原地区及び隣接する守谷地区、吉尾地区及び東急リゾートタウンに範囲を拡大し、計画事業者に対し指示することとして追加をしたところです。

これにつきましては、計画地域住民の問題だけではなくて、それに隣接する鵜原地区の問題として、また守谷地区、吉尾地区の問題として範囲を広げていきたいということで、追加要望したところです。以上です。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。刈込欣一議員。

○3番（刈込欣一君） では、最初に、ふるさと支援寄附金のことからなんですけども、先ほど課長がおっしゃったように、自然環境を守る、これについての金額が99万円ということは、外に出

ていった人は勝浦の観光についてが一番の中心というんですか、一番思い入れがあるのかと思います。2番目の高齢支援については45万円という数字だったので、勝浦市は観光とか、そこら辺のことが、外に出ていった人は一番関心があるかと思ってます。

この話をしたのは、産業廃棄物処理場とちょっと関連があると思います。観光について、もしここにこういう産廃処理場もろもろができたならばと考えときに恐ろしい気がしますので、ぜひこういう事柄についても、課長のほうでしっかりと認識だけはしていただきたいと思っております。それはそれで結構です。

それと、業務委託料500万円のこともなんですけど、これからいろいろな問題が出てくると思います。私たち議員の会のほうの方々も、それなりに専門的なものを置かなければいけない。私たち自身も地元の住民の会でいろいろな事柄をやっておりました。また、10月24日の市民決起集会等、皆さんにご協力いただきました。そして11月27日は、その方々、支援団体、また区長方に集まっていたいただき、いろいろお話をさせていただきました。その都度その都度、また明日も会議やっていろんなことを始めようということになってますけど、どうしても限界が出てくると思います。また、これから余計にM・M・Iと接触する、専門的なことになると、どうしても私たちの力の及ばないところがありますので、この事柄ばかりでなくて、ほかの地質調査とか水質調査、いろいろ専門的なことが出てくるかと思っていますので、ぜひ、このことについてもっと協力していただきたいと思っております。それはそれで結構です。

それと、環境防災課長からありました市の協力のこともなんですけど、これは勝浦市とほかの市を比べたら、住民の会の運動に相当な開きがあるろうかと。私自身も思うんですけど、勝浦市の場合は、99%近くの方々がこれについてはだめだよという認識はしていると思います。ところが、ほかに行くと、賛成の方、市のほうにいろいろなことをやって、産廃の会の方々については、まだいろいろな協力はしてないと。市長もたびたび産廃に反対するということをおっしゃっていただいておりますので、もう少し何らかの形で、組織的に、財政的にいろいろ手助けしていただければと思っております。

もう一つだけお聞きしたいんですけど、市のほうもこの検討委員会というのができてきてまして、毎月一、二度程度の会を実施しているということなんですけど、これについて、今後、どのようなテーマを持って、どのようなことをやるか、教えてください。例えば、せんだって実態を見に行ったということがありましたので、そこら辺の事柄について教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 玉田環境防災課長。

○環境防災課長（玉田忠一君） 最終処分場建設検討委員会の今後の方向ですけども、今現在、条例等で規制をかけた場合どうなるのか、そういったものを今、検討しておりますので、またさらに深めた検討をしていきたいと考えております。

先日、君津市にあります最終処分場施設を検討委員会のほうで視察に行きました。実際に処分場自体は民家から約3キロ離れた山の中にありまして、外からは全く見えないというところがありました。入って感じたのが、まず硫化水素、そういったにおい、環境面につきましてはすべて管理されて、処分場については適切に処理されているのではないかというふうには感じました。以上です。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） 刈込欣一議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 51ページの業務委託料500万円、刈込議員と多少重複しているところがあるかと思いますが、この500万円の価格が高いか安いかわという問題はあるにしても、行政側の検討委員会の中での検討の一つの成果だと評価をいたします。

先般、一般質問における市政運営の検討課題一覧の中に、平成22年9月に私が行った質問に対して、この調査について、このように説明されていますね。産廃施設建設のみからの排水だけの検討ではなく、西ノ谷川へ流入する地域全域がM・M・I関係者の所有であることから、西ノ谷川の流下能力の再検証を含め、専門のコンサルタントに委託し、検討した結果をもって、再度、市の意見を提出することとしたと、こういうふうに書かれている。これは行政側が問題視して検討した結果の方策だと理解するところであります。

ただ、私はそのときに、こういうことも言っているんですよ。産廃施設そのものの安全性、湧水・雨水排水の問題点、さらには堆積する廃棄物から発生する悪臭や有毒ガスの問題、シート破損による有害物質の地下及び地下水への浸透に伴う土壤汚染や地下水汚染の問題、漁業、観光を初めとする市の産業に及ぼす影響の問題、さらには産廃処理業者の財務状況や産廃施設設置に関係する国の諸法律との関係などについても、市民に対して適正な情報を提供できるよう行政側としては取り組んでほしい、そのための専門的な機関への調査・研究の委託を検討してほしい、このように申し上げて市長から前向きな答弁をいただいたというふうに私はとらえています。

今日の500万円は第一歩。庁内に設置された検討委員会として、今後、どういうふうな方向で検討を進め、庁内のどういう体制で、どういう方向で検討を進めていこうとしているのか、そして、それを地域で反対活動している方々に対して、行政としてどういった形での支援といえますか、そういうことを考えているのか、お聞かせをいただきたい。

せっかくつくった庁内の検討委員会でありますから、ぜひ、有効に機能するように、担当課だけに任せるのではなくて、横断的な体制でもって検討していただきたいと、このように思うんですが、それについての見解もあわせていただきたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） ただいまの庁内の検討委員会の動向といいますか、方向性でございますけれども、もちろん、目的を定めてございます。したがって、先ほど一部説明もしたと思いますが、1回目は今後の方向についていろいろ議論をいただいた。2回目は現地を視察したということです。まだ2回でございますので、具体的に今のご質問に答えられるような事務的な進捗状況はございませんけれども、いずれにいたしましても、議会のほうでもそういう委員会をつくってございますし、また、さきにおかれまして支援団体等々もございますので、それらと十分連携をしながら、せっかくつくった委員会でございますので、情報の提供を受けて、またこちらのほうも発信するといったようなことを基本に、今後進めてまいりたいと現時点では考えております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 設置して間もない、余り時間経過がないので、副市長の答弁で了解いたします。

す。今後とも、ひとつそういう方向でご努力をいただいて、お互いに情報の交換をしながら、この運動が前進するように、行政としての支援といいますか、任務を担っていただきたいと、要望して終わります。

○議長（板橋 甫君） 水野正美議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 関連です。500万円の件ですけど、これは補助金でも何でもない市の生金ですから、前々段者も前段者も言っているとおり、有効に使われなきゃいけないのは当然です。説明や今までの答弁をずうっと聞きながら感じているんですけど、つまり、この河川の流下能力検討書というのがあるわけですが、これに企業側の流末水路整備計画だとか、調整池計画書だとか出てきているわけですね。これを勝浦市が受け取って、ああだこうだと検討し、そして意見を出していくということではないかと思うんですね。そのためには、市の担当としては、専門的知識を持ち合わせてないのは当然なので、無理ないんですけど、そのために専門家に委託をして、調査・検討する。もう少し幅広く検討はするけれども、基本は出している相手側というか、施行者側の一連の動きの中での流水の処理について、それが適正か、そうでないかということの判断材料になっていくと思うんですね。そうなってくると、結局、これじゃだめだから、こういうふうに改善すべきだと。例えば、極端に言えば、あんな今の普通の河川ではとてもだめだから、大規模なお金も投じながら、万全を期するような海岸までの河川改良計画をやりましょうといった場合には、そのことはどうなってくるのかということが言えるわけですね。そういう点からすると、さっきも話が合ったように、よっぽど検討しながらこのお金も有効に使ってってもらいたいというのが願いです。

それと同時に、ここのところずうっと聞いているんですけど、検討委員会というのは、基本的にはつくってもらいたくないと。反対だと、市長がはっきり意思表示しましたね。それを受けて、それを目的にしてつくられた検討委員会だと思うんです。検討委員会としては、阻止するためにどう検討していくのかというのが最大の目的だと思うんです。そういうスタンスに立っているのか立っていないのかというのが問われると思うんです。そこが一番かぎになるだろう。しかし、行政マンとしては、そうは言っても、県の行政マンと同じで、確かに限界がありますわね。政治と行政とをどう折り合っていくのか。しかも、市民の総意である、反対ですよ、阻止するんですよという立場で、役所がどうやっていくのかというのは非常に難しいんだけど、しかし、工夫してやってもらわなきゃいけないと思うんです。

そういう点について、一般質問でやりましたから、そこは問いませんが、1つの提案があります。今、環境防災課が窓口というか事務局的なことをやっているわけでしょう。市長の意気込みとか、今度の大問題のこんな大きな仕事からすれば、1つの係があっても十分いいような大仕事ですよ。検討委員会というのは、副市長を中心に各課から出て、月に1～2回やる、そういう会議でしょう。そんな段階ではないんですよ。立ち上がったばかりだからとか言う話じゃないんですよ。だから、直ちに環境防災課なら環境防災課の中、あるいはどこの課でもいいですけど、この産廃問題、阻止という言葉を使わなくてもいいから産廃問題専門に係るスタッフ、班をぜひつくってもらいたい。その班が中心になって、今言ったような条例の問題でも、そのほかの問題でも、班だといっても1人じゃいけませんから、少なくとも複数の職員で班が設置されて、その班が中心になって日常的に動くと。地元との連絡調整もする。そのことが、

行政がこのことに対して組織的に協力していくということの一つの意味だと思うんですね。私、一般質問でそこまで言わなかったけれども、そういう願いも含めてやっているんです。

昨日から変なことばかり言って申しわけないが、最後の置きみやげ、そんな話ばかりして恐縮ですが、しかし、市長があそこまで力を込めて阻止していくんだということのあらわれとしては、具体的にはそういう組織上の体制上の問題を、検討委員会というのはもう一つ上の段階での意思決定していくというような組織にしか見えないんです。環境防災課でやればいいじゃないかといったって、それは年末年始も控えながら、清掃業務だってあるし、その他業務だって、時期的には、冬場に向かったの防火の問題もあるし、斎場の問題もある。いろんなことで、そう言っちゃ失礼だが、今の環境防災課の体制でだけでは無理だろうと。この大仕事を乗り切るためには、ぜひ新しい班をつくれということを言いたいんだが、その点について市長からの見解をお願いしたい。

水道事業で1つだけお聞きしておきたいと思います。平成22年度予定貸借対照表の中で、利益剰余金の合計が1億2,192万円になって、当年度末処分利益剰余金が5,356万9,000円となっているんだが、4年前でしたか、水道料金大幅値上げによって、年間7,000万円ぐらいですから、5年間で3億5,000万円ぐらいの累積利益を上げて賄っていくんだということが言われていたと思うんですが、今回、この利益剰余金が1億2,000万円、これはもう既に設備投資で使ったりいろいろしているから、数字は別に不合理ではないんだけど、この四、五年の間に事業としてはどういうことで進んできたのかということを、大まかでいいですから、細かいことはいいですから、答弁いただきたい。

もう一つは、これは決算委員会でも出たそうだけれども、勝浦市の上水道事業の将来ビジョンについて、これも五、六百万円お金をつぎ込んでコンサルに分析させた。その結果がどうなったんだか、この前も一般質問でやったが、まだできてきませんと言っていたんだが、それができたら議員に配るという話になっていたんだけれども、それも一向にこないんだが、後でくれるんでしょうけど、その分析結果は出てるはずで、これも大まかで結構ですから、委託した事業では将来ビジョンをどう見ているのかということについてお尋ねしたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 午後2時10分まで休憩します。

午後1時52分 休憩

午後2時10分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 名称が適当かどうかわかりませんが、専門的に取り組む要員といえますか、そういうものの設置については、本年度、広域市町村圏事務組合で粗大ごみとか一般ごみ処理施設の新設について協議を始めているわけですけど、これが市町のそれぞれの担当係員だと時間的に割けないし、専門的な知識も多くなるというので、議会において特別な知識を持った、また過去においてそういう仕事に従事したOBなり何なりを特別に採用して、その人間がその任に当たり、調査、あるいは、この問題の及ぼす近隣市町に対してどうなんだとかいう専門的な研究をさせて、現在まで来ております。それは私たちが第1回目の粗大ごみの処理施設のときに、それぞれ失敗した轍を踏まないための一つの有効な手だてであると。それによっ

て今現在、そう遅滞なく進んでいるというふうに私も判断いたします。

ですので、現況において、環境防災課だけで十分かと言えば、それは残念ながら十分ではない。また、知識の面においても、非常に高度な知識が要求される問題でもあるし、安直に報告書を書いて、後は知りませんというわけにもいきませんので、その任に当たるだけの基礎知識を持った人材でなければならないと考えますので、その辺のことについては私なりに十分検討して、置きみやげとしてでは大変失礼ですけれども、こういう方法で取り組んだほうが、みんなの負担が軽く済むだろう、そして有効な意見が出るだろうというように進言をしていきたいと、そう思います。

それと、委員会においては、結論を了とする方向に意見を集約するのではなくて、せんだつても申しあげましたように、私のこれまでの議会での発言に対して、この委員会で検討してくれることを期待しておりますというふうに申しあげましたけれども、この委員会はいろいろな判断に反証できるだけの資料の作成をし、そして出された考え方に市でも責任をもって反証ができる、その条例を認めないとか何とかではなくて、事実調査に基づいて反証できるデータがあれば、これは県の意向であっても、それに対する反論は可能である。そういうところに余地を見つけて進んでいくことが、これから肝要であると考えますので、その点は今後、残された期間、十分関係者と意見を交わしながら対応していきたいと考えています。以上です。

○議長（板橋 甫君） 次に、藤平水道課長。

○水道課長（藤平光雄君） お答えいたします。まず、平成18年からの5か年計画でございましたけれども、先ほど議員おっしゃられましたように、5年間で3億5,000万円の粗利を上げるんだと、そういう計画の中で事業を行ってきたところでございます。利益のほうにつきましては、平成18年度に15.4%、料金改定を行いました。これによりまして、平成18年度で約1億1,000万円、平成19年度で約1億700万円、平成20年度で約7,000万円と、そういう状況で利益は上がってきております。ただし、これは経理上の利益でございまして、これによって上がりましたものを建設投資に振り向けたものがございまして、ここの試算表に載ってる数値とはちょっと違う状況が出ております。また、このときに計画いたしました事業の一番大きなものは、当時、石綿管の漏水に悩んでおり、その結果、有収率が73%程度まで低下したと。これを回復する目的で料金改定を行い、事業を行うということで進んでまいりました。

当初の計画ですと、石綿管の改修9キロ、金額が工事費約7億円を見る、そういうことで進んでまいりました。この結果、今年を入れますと平成18年から5年目ですけれども、26路線の改修が終了いたしました。有収率に関しましても、73%台が79%の後半、約80%まで、ただいま復帰しております。

次に、水道事業基本計画でございましてけれども、これは平成20年、21年の継続ということで計画を立ててまいりました。2カ年での委託料が614万2,500円ということで行ってきました。これの内訳ですけれども、計画を立てる上では現状分析が必要だということで、まず現状の分析を行った後に、これから先10年、またそれ以降にどういうものが必要で、どういう方向づけをしたらいいかということをテーマに作成しました。

まず、この中で一番重要なものが、将来の水需要ということで、産業もそうですけれども、人口が一番基本になる。そういうことで、まず人口推計を行いました。これが平成32年度で計画給水人口1万8,090人というふうな数値が出てまいりました。これによって事業を行う上での

収益収支等を考えた中で、現在も勝浦市の水道は県下一高いということを言われております。そういうものを課すものではなく、効率的に事業を進めると。そういう中で計画いたしました。

この中での考え方でございますけれども、安全で安心な水の安定供給と、またもう一つは、災害等に強い施設の築造、また、安定した経営基盤の確立、そういうものをもとに計画を立ててございます。

実際の計画の内訳でございますけれども、石綿セメント管の補助事業が平成23年度で終わります。ということは、それ以降は補助金がないということになるわけですが、石綿管につきましては平成32年度全改修ということで計画は立ててございます。

これを立てていく中で未給水区域というものが存在しておりまして、これは平成12年からの話で、やっと計画の段階にこぎつけたというものでございますけれども、この計画を平成24年度から27年度までの4カ年間で言うと。ただし、そのところだけが工事費が突出するのではなくて、石綿セメント管の工事との兼ね合いの中で、配分かけてやっていくという計画が立っております。

もう一つ、水量が減ってくる。要するに、人口が減れば使用水量も減ると。そういう中での施設の統廃合、これについても踏み込んでおります。ご存じのように、勝浦市は今、3つの場所からの給水をかけております。一つは佐野浄水場系、もう一つは松部浄水場系、もう一つは南房総広域水道企業団からの受水ということで行っておりますけれども、さて、これでこのまま給水量が減っていった場合どうするんだという中で検討した結果で、最終的には松部浄水場を廃止して佐野上水場と広域水道との二本立てでいこうということで計画しております。

こうなりますと、今まで真ん中で松部の役目が果たせていたものが、今度、それが果たせなくなる。そのかわりどうしたらいいかということになりますと、配水管路の交互流用に係る検討ということでございまして、これにつきましても墨名の国道297号からの交差点までから串浜地先、君五酒店入り口のところですけれども、そこまでの増径を行い、佐野系の水と鶴原から来る広域水道の水、これがうまく流用できる、また交互運用できるようにということで計画してございます。

もう一つは、今、佐野浄水場系も松部系もそうなんですけれども、河川原水の水質の悪化が非常に進んできております。これはいろいろ事情はございますけれども、こういう中で今の浄水方法では今後無理であろうと、そういう話が一つ出ました。もう一つは、佐野にいたしましても、昭和42年からの施設でございまして、一部につきましては平成2年からの第5次拡張で改修してございますけれども、基本的には旧態の施設を使っているという状況でございます。

水質の対応に合わせまして、これも改修をかけていこうという計画が平成30年から32年まで、とりあえず入っております。今、自然ろ過でやっておりますけれども、これが東京都水とか県水でやっておりますマクロ化方式、そういう新たなろ過方式を採用すれば、水質の悪化にも対応できるだろうと、そういう結論からこういう計画も入っております。

料金改定とか、そういうものについての検討でございますけれども、現在のまま、先ほど言ったような計画をその年次でやっていった場合の経営収支はどうなるかということでございますけれども、平成27年、これから5年後でございまして、5年後まではもつでしょうと。計上の中では平成27年度においても利益が2,500万円程度出るだろうと、そういう予測が立っております。ただし、その次からの、先ほど申しました浄水場の改築に係るマクロ化方式の採用

等が入りますと足りないという中で、平成28年度以降については、料金について再度検討する必要があるだろうと、そういう計画になっております。以上です。

○議長（板橋 甫君） 質疑はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 市長答弁いただきました。ぜひ、そういう方向で実現するような、つまり市長在職中はトップですから、部下に対して指示して、班というか、さっきの考え方も非常にユニークな考えで感心していたんですけど、スタッフをどういう形でもいいからそろえて、産廃阻止のために、ぜひ行政側も頑張ってもらいたいと強く要望しておきます。

水道事業のほうは、ビジョンなるものの中身が大体というか、おぼろげながらわかったんですけども、いずれにしても、我々議会側としても、共通認識に立ちたいので、600万円かけてつくったのはあるはずですから、そんなものをもらっても二、三ページで頭痛くなっちゃうので、ダイジェスト版ができるはずなので、早いとこそれを出してもらいたい。これも要望しておきます。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第67号は総務常任委員会へ、議案第68号ないし議案第70号、以上3件は教育民生常任委員会へ、議案第71号は建設経済常任委員会へ、それぞれ付託いたします。

諮問上程・質疑・採決

○議長（板橋 甫君） 日程第2、諮問を上程いたします。

諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。本件につきましては既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第2号につきましては、正規の手続を省略の上、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号については、正規の手続を省略の上、直ちに採決することに決しました。

これより諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（板橋 甫君） 挙手全員であります。よって、諮問第2号は、原案のとおり可決されました。

請 願 の 委 員 会 付 託

○議長（板橋 甫君） 日程第3、請願の委員会付託であります。

今期定例会において受理した請願は、お手元へ配布の請願文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしましたから、ご報告いたします。

休 会 の 件

○議長（板橋 甫君） 日程第4、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明12月11日から12月15日までの5日間、委員会審査等のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、12月11日から12月15日までの5日間、休会することに決しました。12月16日は午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

なお、各委員会は、会期日程表に基づきまして付託事件の審査をお願いいたします。

散 会

○議長（板橋 甫君） 本日はこれをもって散会いたします。

午後2時28分 散会

本日の会議に付した事件

1. 議案第62号～議案第71号の上程・質疑・委員会付託
1. 諮問第2号の総括質疑
1. 請願第1号～請願第2号の委員会付託
1. 休会の件